

## 新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務委託仕様書

## 1. 業務名

新たな健康づくりの発信拠点体制整備支援業務委託

## 2. 業務目的

本市では令和 5 年 4 月に「泉大津市健康づくり推進条例」を施行し、未病予防対策として、市民一人ひとりの健康状態の見える化やヘルスリテラシーの向上、健康づくりに取り組む市民の増加に向け、令和 5 年 6 月に開設するシーパスパークエリアに健康づくりの発信拠点(※)の整備をめざしている。市の将来的な健康づくりの発信拠点の事業展開としては、「未病予防保健室(仮)」を設置し、①未病状態の気づきを促し健康状態を見える化する事業の実施、②健康相談や健康づくりに資するサービスの紹介、健康づくりのための情報発信など、市民が主体的に健康づくりに取り組み、生活の質(QOL)の向上が図れるような拠点づくりをめざしている。

本業務は、健康づくりの発信拠点の整備を段階的に実施するため、健康関連企業・研究機関(以下、「企業等」という。)の事業参画への機運醸成、市民モニター制度の実現可能性の検討、企業等及び市民の参加するプラットフォームの構築に向けて、機能や体制等を検討することを目的とする。

※健康づくりの発信拠点の床面積は 100m<sup>2</sup>程度を想定している。

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日までとする。

## 4. 業務内容

本業務においては、以下の業務を行うこととする。

## (1) 健康関連事業に参画が期待される企業・研究機関等に関する調査

企業・研究機関等の健康関連事業への関心度や参画の動機付けについて実態を把握するため、文献等による情報収集や企業・研究機関等を対象としたヒアリング調査を本市と連携しつつ実施する。

## (2) 健康関連事業に参加する市民モニターに関する調査

市民モニターに対する市民側のニーズやインセンティブを把握するため、市民を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施する。

## (3) 健康関連事業者の紹介及び市民好感度調査

(1)及び(2)の調査と合わせて、シーパスパークエリアにおいて、本市事業に関心のある企業等が製品やサービスを市民に紹介するイベント等を企画する。

①当該イベント等は、企業等が本事業に参画する上での事業課題等を把握するた

めの実施を意図している。なお、イベント等の開催に当たっては、集客手法などは市担当者及びシーパスパークエリア指定管理事業者と調整のうえ、企画を行う。

- ② 当該イベント等に参加する企業等に適応する倫理規定等及び参加規則については、本市と協議の上、決定する。

なお、イベント等の集客数、イベント等に参加した企業等が提供した製品・サービスに関する健康被害が発生した場合については、受託者の責は負わないものとする。

(4) プラットフォームのあり方及び健康づくり発信拠点の実現可能性検討

(1)から(3)の業務内容から得られた結果をもとに、企業等及び市民が参加するプラットフォームの機能や体制及びシーパスパークエリアに整備予定である健康づくりの発信拠点について、整備の方向性や実現可能性について検討を行う。

(5) 成果品

本業務の完了と同時に、市に以下のものを成果品として提出すること。

- ① 報告書 A4 版 1 部、電子データ(CD 又は DVD 1 枚)

※企業・研究機関等に関する調査結果、市民モニターに関する調査結果、市民好感度調査結果等、今後の健康づくりの発信拠点づくりに参考とすべき事項を記載したもの。

- ② その他、市が指示する関係書類

(6) 協議・打合せ等協議・打合せ等

業務を行うにあたり、打合せ協議を行う。打合せ協議は、必要に応じて適宜行うものとする。

- ① 受託者は、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。
- ② 打合せには、必ず管理技術者が出席し、その都度記録を取り、内容を整理して提出しなければならない。
- ③ 打合せ資料においては、受託者にて印刷、作成を行うものとする。

## 5. 疑義

本仕様書及び設計書に定めなき事項及びその内容の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と受託者が協議を行い、決定するものとする。